

## 豊川市地域公共交通会議設置要綱

### (設置目的)

第1条 豊川市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の日常生活に必要な移動手段の確保に向け、公共交通の活性化及び持続可能な地域公共交通網の形成の実現に必要な事項を調査審議するため、豊川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (協議事項及び事業)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について、協議するとともに、豊川市地域公共交通計画（以下「計画」という。）に位置付けられた事業を実施する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 豊川市の公共交通政策の推進に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法に関すること。
- (4) 法第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
  - ア 計画の策定及び変更の協議に関すること。
  - イ 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 交通会議の委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (3) 中部地方整備局名古屋国道事務所長又はその指名する者
- (4) 愛知県都市・交通局長又はその指名する者
- (5) 愛知県東三河建設事務所長又はその指名する者
- (6) 愛知県豊川警察署長又はその指名する者

- (7) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者  
又はその指名する者
- (11) 市民又は利用者の代表
- (12) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱された日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は、市長とし、交通会議を代表する。

3 副会長及び監事は、会長が指名する。

4 副会長は会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。  
ただし、委任状（別記）により代理人に権限の委任がある場合には、代理人を出席委員とみなす。

3 会議の円滑な運営に資するため、会議に座長を置くことができるものとする。

4 会議の議決は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席した委員の4分の3をもって決することとする。

5 会議は、原則として公開するものとする。

(書面決議)

第7条 前条の規定にかかわらず、会長は、軽易な事項又は緊急を要すると認める事項については、書面により委員の賛否を求めることができる。

2 書面決議は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては委員の4分の3をもって決することとする。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 交通会議の運営に必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員、その他、交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第11条 交通会議の事務局は、都市整備部市街地整備課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(別記様式)

## 委 任 状

私は、豊川市地域公共交通会議設置要綱第6条第2項に基づき、以下の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

記

年 月 日開催の豊川市地域公共交通会議に出席し、議決権を行使する行為を含む一切の権限

年 月 日

住所

氏名